

工事材料事前承諾取扱要領

この要領は、鳥取県県土整備部(総合事務所県土整備局を含む。)(以下「発注機関」という。)発注の建設工事で使用する工事材料の事前承諾に係る取り扱いを定めたものである。

1 工事材料の事前承諾

- (1) 発注機関発注の建設工事で使用する工事材料のうち、鳥取県土木工事共通仕様書に示す規格に適合する一般材料について、生産者、販売者及び各種団体等(以下「生産者等」という。)があらかじめ工事材料事前承諾願を申請し、事前承諾を受けたときは、当該材料の使用については、第2項によることができる。
- (2) 事前承諾は鳥取県県土整備部技術企画課(以下「技術企画課」という。)が行う。
事前承諾を希望する生産者等は、工事材料事前承諾願(様式-1)に品質規格を確認するための製品カタログ、ミルシート、構造計算書、試験成績証明書等(以下「製品カタログ等」という。)を添えて技術企画課電子メールアドレス(gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)宛てに電子で申請するものとする。
- (3) 技術企画課は、この内容を審査し適切であると認めた場合、事前承諾を行うこととし、工事材料事前承諾(様式-2)に事前承諾番号を付し、申請者に送付するものとする。
事前承諾の有効期限は、承諾の日から1年以内とし、当該年度内に限るものとする。

事前承諾番号の例： 2023-00001

2023年度	通し番号
--------	------

- (4) 技術企画課は、事前承諾した場合、第2号で提出された資料を適切に保管するとともに、発注機関に周知するものとする。
- (5) 発注機関は、技術企画課が事前承諾した工事材料について、第2項により取り扱うものとする。

2 建設工事における工事材料事前承諾の取扱い

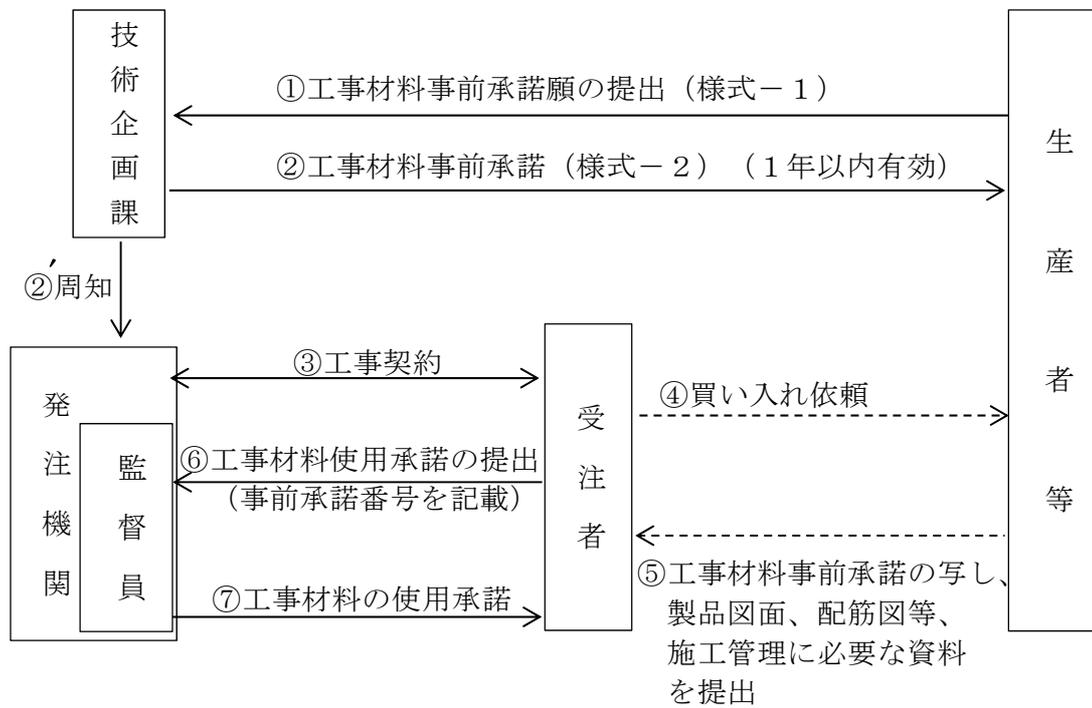
- (1) 受注者は、事前承諾を受けた工事材料を使用する場合、工事材料使用承諾に添付する使用材料一覧表に、材料名、規格、製造会社、所在地、納入業者の記載に加え、事前承諾番号を記載することにより、製品カタログ等を省略できるものとする。
- (2) 監督員は、受注者から事前承諾を受けた工事材料の工事材料使用承諾が提出された場合、契約図書に照らし合わせるとともに、事前承諾した工事材料であることを確認し、使用を承諾するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降調達公告を行う工事から適用する。

3 事前承諾の流れ

工事材料事前承諾の流れ



(注) ①製品カタログ等の添付が必要

⑥事前承諾を受けたものは製品カタログ等を省略できる

工 事 材 料 事 前 承 諾 願

年 月 日

鳥取県県土整備部技術企画課長 様

申請者 住所
氏名 (押印不要)

年度に発注機関発注の建設工事で使用が見込まれる下記の工事材料について、事前承諾を申請します。

記

材 料 名	規 格	製造会社等	備 考

注) 1. 電子データにより申請すること。

申請先：技術企画課電子メール (gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)

2. 製品カタログ等を添付すること。

申 請 者
代 表 者 様

鳥取県県土整備部技術企画課長
(公 印 省 略)

工事材料事前承諾

年 月 日付で申請された工事材料事前承諾願について、下記の工事材料を事前承諾します。
なお、この事前承諾の有効期間は、 年度中に限るものとします。

記

事前承諾番号	材 料 名	規 格	製造会社等	備 考

(担 当)
〇〇係 〇〇 〇〇
電 話
電子メール